

高梁市地域防災計画を策定

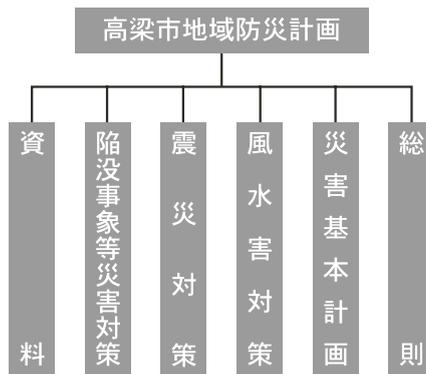


11月13日、うかん常山公園(有漢町有漢)で行われた集団事故災害総合訓練

高梁市防災会議（高梁市防災会議条例により市長を会長とし27人の委員で構成は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、防災に関して総合的な対策を示した「高梁市地域防災計画」を策定しました。この計画は、合併後の市における防災施策の基本を示したものです。今月号では、この計画の概要についてお知らせします。

高梁市地域防災計画の構成

この計画は、それぞれの災害に共通する計画内容を総則と災害基本計画にまとめ、風水害・震災・陥没事象等災害対策、資料で構成しています。



計画の概要

① 総則編

計画の目的、基本方針、市内における災害の想定、防災関係

機関が処理すべき事務と業務について、また、これまでの災害履歴を含めた市の概要についてまとめています。

（目的）市民の生命、身体、財産を災害から守り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

（基本方針）災害に強いまちづくりを促進するため、次の項目を基本方針としています。

- (1) 災害に迅速かつ的確に対応できる防災体制の確立
- (2) 各種災害の予防、発生時の活動基盤となる施設・設備の整備
- (3) 災害時要援護者を災害から守るための防災機関の連携強化、避難施設・設備の充実
- (4) 市民、防災関係者相互の防災意識の啓発と組織的体制づくり

② 災害基本計画編

各災害に共通する基本計画として、次の3項目を示しています。

(1) 災害予防計画

被害を最小限にとどめるための市民を対象とした防災教育・訓練、また災害ボランティアなど自主防災組織の育成

(2) 災害応急対策計画

・災害発生のおそれがある気象情報や災害時の情報の伝達方法、災害の危険が迫った時の市民への避難基準
・避難所の設置、り災者に対する



高梁市防災会議(11月11日、市役所会議室にて)

る救助や保護、自衛隊の災害派遣や県・近隣市町に対しての応援要請など

(3) 災害復旧計画

災害で被害を受けた公共施設の復旧事業、復旧のため一部負担・補助するものや必要な金融・資金など

③ 風水害対策編

集中豪雨、台風など風水害による災害予防、災害応急対策について示しています。

このうち、災害予防計画では、各種災害の予防対策として、気象観測、水防、消防施設・設備の整備を示し、防災対策工事や日雨量を基にした警戒避難体制の基準、危険区域を示す防災地図の作成などについて定めています。

災害応急対策計画では、文教施設、電力・水道の供給施設や、危険物施設、交通輸送における災害応急対策を定めています。

④ 震災対策編

市内の地震による災害を想

定し、地震災害予防、地震災害応急対策について示しています。

地震災害予防計画では避難者の安全確保を図るため公園・広場・道路・橋りょうの整備、建築物・ライフライン施設の耐震性の確保など地震に強いまちづくりを展開するとともに、震災を想定した訓練の実施など総合的な地震災害対策の推進についてまとめています。

地震災害応急対策計画では、地震災害が同時複合的に生じる特徴があることから、消火活動、人命救助・救出活動、避難場所への誘導、ライフラインの復旧等の計画が有効かつ適切に実施できるようにその対策を定めています。

⑤ 陥没事象等災害対策編

陥没事象等災害は、災害の中でも特有の災害で、別に総合的な災害対策の推進を図る必要があることからこの編で示しています。

特に、発生地点ごとの地盤特性によって大きく異なる陥没

事象等について、調査、分析をし、発生の原因を追求することとしています。また、災害発生の前触れとなる地殻変動の予兆を観測し、通報するシステムの整備や避難者の受け入れ、救急・救援の活動拠点施設の整備を示しています。さらに、救助用資材の確保、道路、橋りょう、学校など公共施設の災害予防、ライフライン施設の機能の確保について定めています。

⑥ 資料編

防災上必要な施設・設備、注意すべき自然的条件・社会的条件等についての資料を掲載しています。このうち、必要な施設・設備では避難所、消防施設・設備等を、また、注意すべき自然的・社会的条件では災害危険箇所・区域を掲載しています。

市は、この計画を基に災害に強いまちづくりを展開するとともに、防災対策の充実に努めていきます。

■問い合わせ 総務課行政係
(TEL) 0205